三重県環境管理マニュアル		章	4. 1~4. 2
表題	環境マネジメントシステムの要求事項	制定日	平成 11 年 10 月 1 日
		改定日	平成 23 年 9 月 30 日

4. 環境マネジメントシステム要求事項

4.1 一般要求事項

組織は、環境マネジメントシステム(以下「システム」という。)を確立し、維持するための要求事項をこの4.全体で定める。

4.2 環境方針

組織は、環境の保全と創造への取組に関する基本理念及び方針からなる環境方針を策定し、周知及び公開する。

(1)環境方針の策定

知事(最高責任者)は、次の事項を確実にした環境方針を策定または改定し、三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会に報告する。

環境方針は、毎年度の環境マネジメントシステムの見直しのとき、または臨時に、知事が必要と認めた場合に改定する。

- ア 環境方針の内容は、組織が実施する事務事業活動の性質、規模及び環境影響に対し て適切であること
- イ 継続的改善及び汚染の予防に関する約束を含むこと
- ウ 関連する環境の法的及びその他の要求事項を遵守する約束を含むこと
- エ 環境目的及び目標を設定し、見直す枠組みを明らかにすること

(2) 環境方針の適用対象者への周知

事務局は、文書化した環境方針をポスター・リーフレット、庁内放送、MICS または電子メール、職員研修などを利用してすべての適用対象者に周知する。

なお、環境方針が改定された場合は、速やかにすべての適用対象者に周知する。

(3) 環境方針等の外部への公開

文書化した環境方針及び環境目的・目標の達成状況は、全ての利害関係者がその情報を 入手できるよう、印刷物の配布及びホームページにより一般に公開する。

(4) 関連文書

三重県庁舎等管理規則

環境方針

基本理念

地球温暖化に伴う気候変動が深刻化しており、低炭素社会への取組など、持続可能な社会の実現に向けた議論や取組が活発に行われています。

そうした中で、2011年3月に発生した東日本大震災に端を発し、電力需給が逼迫する事態となり、便利な生活を追求し、必要以上にエネルギーを消費するこれまでのライフスタイルについて見直しを迫られています。

そこで、私たちは、幅広い視野や将来に配慮する感性・創造力を大事にし、職員一人ひとりが率先してこれまでの自分たちの仕事のスタイルを見直し、三重のかけがえのない豊かな環境を守り、育て、次世代に継承していきます。

また、政策・事業の展開にあたっては、地域の社会的な絆やつながりを大切にしながら、経済的な尺度や物質的な豊かさだけでない「新しい豊かさ」につながる環境取組を戦略的に進めていきます。

基本方針

私たちは、「環境マネジメントシステム」を県政のマネジメントのベースに位置づけ、職員一人ひとりの「環境マインド」を高めながら、あらゆる行政活動の遂行過程において、環境負荷の低減、環境創造の推進に率先して取り組みます。

- 1 すべての部局において、業務の独自性や地域性を考慮し、環境マインドの 醸成や環境負荷の低減、新たな環境創造につながる「環境目的・目標」を定 め、各所属が主体となった環境活動を積極的に進めていきます。
- 2 あらゆる行政活動において、「環境負荷の低減・新たな環境創造につなげる ための仕事の進め方等の見直し」や「省エネルギー・省資源の推進」の観点 から、不断の改善、改革に取り組みます。
 - ① 職員一人ひとりが、業務の遂行過程を抜本的に見直すことにより、温室効果ガス排出量、コピー用紙使用量、ごみ排出量について削減を図ります。 また、公共工事等の環境に大きな影響を与える事業については、計画段階から環境配慮を徹底します。
 - ② 高効率機器や低公害車など環境負荷をかけない新技術の導入を積極的に 推進していくことや、物品やサービスの購入の際には、その必要性を常に 考慮し、「みえ・グリーン購入基本方針」を徹底することで省エネルギー・ 省資源を着実に実行していきます。
- 3 環境関連法規等を遵守するとともに、環境汚染の未然防止に努めます。
- 4 環境目的・目標の達成状況等を定期的に検証し、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。
- 5 環境方針や環境目的・目標の達成状況等、環境マネジメントシステムに関する情報について、職員等に周知するとともに、一般に公開します。

2011年9月30日

三重県知事 鈴木英敬

環境方針策定・周知・公開フロー

環境管理組織		環境方針の策定 周知指令		
	環境管理責任者 (総務部長)			
	竟マネジメント事務局 材政策室)	■ 周知化 庁内放送 MICS等 による通知 電子メール 職員研修	作業 県民等への公開 ホームページ リーフレットの配付	
	環境管理者 (本庁各部長等)	周知◀		
	総括環境推進員 (本庁部等の室長等)	周知◀		
	環境推進員 (各室等ごとに室長等 が指名する者、事務所 等の長又は事務所長 等が指名する者)	周 知 ◀		
各室等・各事務所等の適 用対象者		環境方針の適用 対象者への周知		

(注) 網掛け部分は、事務局が対応する。